

日本カナダ学会規約

1977年5月28日制定
 1990年9月22日改正
 2001年9月15日改正
 2011年9月18日改正
 2019年9月 7日改正

(総則)

第1条 本学会は、日本カナダ学会（The Japanese Association for Canadian Studies: L'Association Japonaise des Etudes Canadiennes）と称する。

第2条 本学会の事務局は、理事会の定めるところに置く。

2 本学会に、必要に応じて、支部又は分会を設けることができる。

(目的)

第3条 本学会は、カナダに関する学術研究の促進と、日本におけるカナダ研究の振興を目的とする。

第4条 本学会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行なう。

- (1) 研究会及び講演会の開催
- (2) 機関誌、その他の学術出版物及び会報の刊行
- (3) 会員相互の交流及び協力の推進
- (4) 海外の学会又は研究機関との交流及び協力の推進
- (5) その他本学会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本学会の会員の区分は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本学会の活動を通じて、カナダ研究の発展に寄与する意思を有する個人
- (2) 学生会員 前号に定める者のうち、現に大学学部若しくは大学院又はこれに準ずる高等教育機関に在籍する者
- (3) 名誉会員 本学会に対する貢献が顕著であると理事会が認めた者
- (4) 賛助会員 本学会の目的に賛同し、その活動に必要な援助を提供する意思を有する個人又は団体

2 本学会の会員（名誉会員を除く。）となるためには、所定の入会申込用紙に必要事項を記入のうえ、正会員1名の推薦を添えて理事会に提出し、その承認を得なければならない。

3 会員区分の変更は、本人の申し出に基づき、理事会が決定する。

4 本学会を退会する場合には、書面をもって理事会にその意思を通知しなければならない。

第6条 会員は、会員区分に応じて会費を納入しなければならない。

2 会員区分の変更に伴う会費の取り扱いについては、理事会が別に定める。

第6条の2 理事会は、正会員又は学生会員から申し出があった場合、当該会員について、その会員資格を維持したまま、会員としての活動を休止すること（以下「休会」という。）を認めることができる。

2 休会中の会員は、会費の納入を要しない。ただし、会費を納入しない年度については、会員としての権利を行使できない。

3 休会の終了は、会員の申し出による。

第7条 理事会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、3分の2の多数決をもって、当該会員の会員資格を取消し又は停止することができる。

- (1) 正当な理由なく、相当の期間にわたって会費を滞納した者
- (2) 相当の期間にわたって通常の方法による連絡がとれない者

(3) その他会員として相応しくない行為があったと理事会が認定した者

(役員)

第8条 本学会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長若干名
- (3) 理事若干名
- (4) 監事若干名

- 2 会長及び副会長は、職務上の理事となる。
- 3 役員は、別に定める役員選出規則により選出する。

第9条 役員任期は、4月1日に始まり、翌々年の3月31日をもって終わる。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 会長は、本学会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

第11条 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

- 2 会長は、理事会を招集し、その議長となる。

第12条 理事会は、常務理事若干名を指名し、常務の執行を委任することができる。

- 2 理事会は、常務の円滑な執行に必要と認めるときは、常務理事を長とする組織（以下「常務委員会」という。）を置くことができる。
- 3 常務委員会は、理事会の承認を得て、役員以外の会員を委員とすることができる。

第13条 監事は、会計及び会務の執行を監査する。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

第14条 本学会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦に基づき、総会において選任する。
- 3 顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第14条の2 本会に、会長、副会長若しくは常務理事又は支部若しくは分会の業務を担当する理事の常務又は業務の執行を補佐するため、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、理事会の承認を得て、会員（役員である会員を除く。）から会長が指名する。
- 3 第12条3項に定める委員は、職務上の幹事とし、その任期は委員としての任期による。

(総会)

第15条 総会は、本学会の最高議決機関であり、次の各号に掲げる事項について審議決定する。

- (1) 本学会の活動および事業の基本方針
- (2) 予算及び決算
- (3) 役員及び顧問の人事
- (4) 会費の種類及び金額
- (5) その他本学会の活動にかかわる重要事項

第16条 総会は、少なくとも年1回開催し、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、理事の3分の1以上又は会員の5分の1以上の請求があった場合には、総会を招集しなければならない。
- 3 総会の開催通知は、開催日の10日前までに会員に送付しなければならない。
- 4 所定の期日までに総会開催通知に回答しなかった会員については、当該総会に関して、会員資格を停止

する。

第17条 総会は、正会員及び学生会員（会員資格停止中の会員を除く。）の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

2 総会の議決は、出席者（委任状による出席者を含む。）の過半数をもって行なう。

（会計）

第18条 本学会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

第19条 会長は、理事会の議を経て、各会計年度の予算を編成し、総会の承認を受けなければならない。

第20条 各会計年度の決算は、当該年度終了後に開催される最初の総会において、承認を受けなければならない。

2 監事は、前項に定める総会において、監査報告を行うものとする。

（その他）

第21条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意がなければ、これを改正することができない。

2 本学会は、会員総数（名誉会員および賛助会員を除く。）の3分の2以上の同意がなければ解散することができない。

附 則

1 この規約は、2001年9月17日から施行する。

2 この規約施行の日において、現に役員である者は、この規定により選出されたものとみなす。ただし、その任期は、なお従前の例による。

3 この規約は、2011年9月18日から施行する。

※第14条の2の改正施行

4 この規約は、2019年9月7日から施行する。

※第6条2項に「理事会が」を追加した改正及び第6条の2の改正施行